

大規模災害発生時等の交通規制計画について

交通部交通規制課

1 概要

大規模災害発生時の交通規制計画は、災害対策基本法等に基づいて定めている。
大規模災害が発生した場合、人命救助、災害の拡大防止等の災害応急対策を迅速に実施するため、一般車両の通行を禁止、又は制限することにより、災害応急対策に従事する緊急通行車両の通行を円滑にする必要がある。そこで、大規模災害が発生した際、的確かつ円滑な交通規制が実施できるよう、あらかじめ公安委員会の意思決定により、県内で被害が懸念されている想定地震に基づく交通規制計画を定めている。

2 交通規制計画の要点

(1) 大規模地震発生時における交通規制計画

ア 想定地震に基づく交通規制計画

神奈川県地震防災計画において想定されている地震について、被災地域ごととに類型化した上で、被災地域方向に通じる高速道路、自動車専用道路等をあらかじめ公安委員会の意思決定により、緊急交通路として指定することを定めた。

(7) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震

(1) 大正型関東地震

(1) 三浦半島断層群の地震

(2) 都心南部直下地震

イ 震度等に基づく交通規制計画

気象庁から行政区域ごとに発表される震度が一定の値を超えた区域、また、大津波警報が発表された場合等において、津波を警戒すべき地域について、あらかじめ公安委員会の意思決定により、同区域から区域外へ流出させ、同区域内へ進行しようとする、又は、区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

(7) 震度6強以上が観測された区域

(1) その他甚大な被害が確認された区域で交通部長が指定した道路の区域

(1) 津波浸水区域

(2) 警戒宣言発令時における交通規制計画

大規模地震特別措置法第3条の規定に基づき、あらかじめ公安委員会の意思決定により緊急交通路を指定するとともに、地震防災対策強化地域から強化区域外へ流出させ、強化区域内へ進行しようとする、又は強化区域内を移動しようとする一般車両の通行を禁止する交通規制を実施することを定めた。

3 交通規制の実施方法

被災状況等の実態に応じて、区域又は道路の区間の拡大、縮小の変更を行い、実施期間は必要と認められた期間で交通規制を実施する。

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）の規定に基づく交通規制並びに災対法、道交法、大震法、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）の規定に基づく交通規制の対象から除く車両について、次のとおり決定する。

令和5年9月1日

神奈川県公安委員会

委員長 堀本 久美子

1 大規模地震発生時等における、道交法第4条及び災対法第76条第1項の規定に基づく交通規制の区域・道路の区間
(1) 想定地震に基づく交通を規制する道路の区間

本県で想定される大規模地震（以下「大規模地震」という。）発生時において、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区間については、次のとおりとする。

ア 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震発生時における交通規制

(7) 東名高速道路全線

(1) 新東名高速道路全線

(1) 中央自動車道全線

(2) 小田原厚木道路全線（国道271号）

(4) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）

(4) その他交通部長が必要と認めた道路の区間

イ 大正型関東地震発生時における交通規制

(7) 東名高速道路全線

(1) 新東名高速道路全線

(1) 中央自動車道全線

(2) 首都高速道路全線

(4) 東京湾アクアライン全線（国道409号）

(4) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線（国道16号）

(4) 小田原厚木道路全線（国道271号）

(7) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）

(4) その他交通部長が必要と認めた道路の区間

ウ 三浦半島断層群の地震発生時における交通規制

(7) 東名高速道路全線

(1) 新東名高速道路全線

(1) 首都高速道路全線

(2) 東京湾アクアライン全線（国道109号）

(4) 保土ヶ谷バイパス及び横浜横須賀道路全線（国道16号）

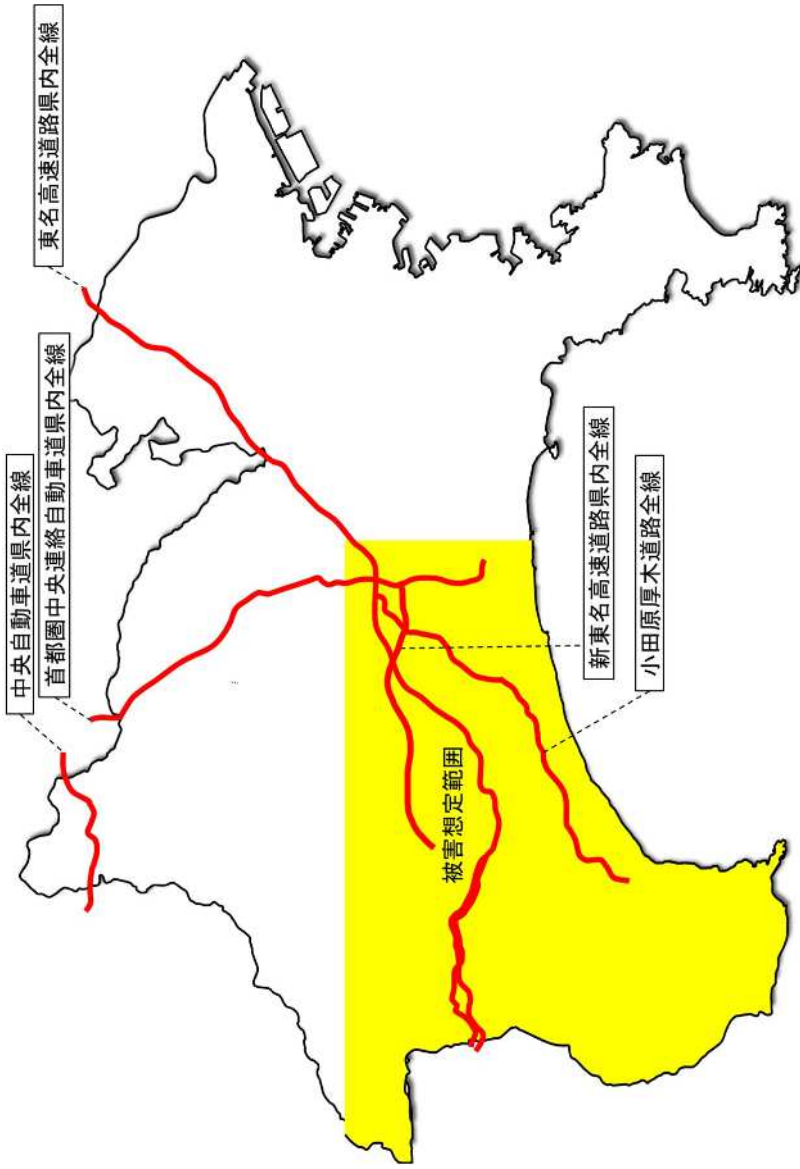
(4) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）

- (3) 災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車番号標以外のもの（以下「特別番号標」という。）を有している車両
 - (4) 災害応急対策等に従事する次の車両
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資器材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - (5) その他交通部長が必要と認めた車両
- 4 大規模災害等発生時に係る災害法第76条第1項、原災法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定に基づく交通規制の対象から除外する車両
- (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 災害応急対策等に従事する車両で、かつ、標章を掲示している車両
 - (3) 災害応急対策等に従事する自衛隊車両等であって特別番号標を有している車両。
 - (4) 災害応急対策等に従事する次の車両
 - ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ 医薬品・医療機器・医療用資器材等を輸送する車両
 - ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
 - (5) その他交通部長が必要と認めた車両
- 5 警戒宣言発令時における交通規制の対象から除外される車両
- (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 大震法第21条第2項に規定する地震防災応急対策に従事する車両で、かつ、標章を掲示している車両
 - (3) その他交通部長が必要と認めた車両
- 6 交通規制の実施方法
- 交通規制の実施は、交通部長の命令により行う。ただし、被災状況等の実態に応じて、交通部長の判断により交通規制の区域又は道路の区間の拡大、縮小等の変更を行うことができる。
- 実施期間は、交通部長が必要と認めた期間とする。

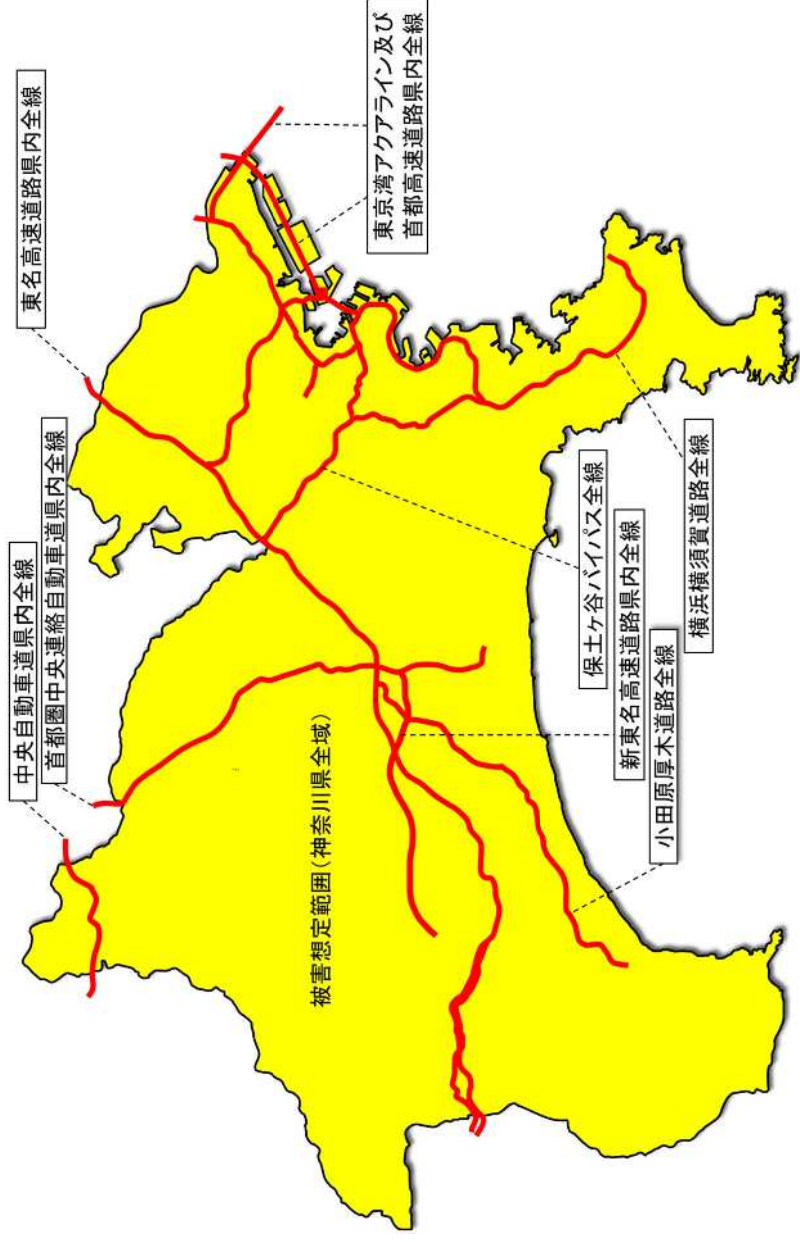
- (4) その他交通部長が必要と認めた道路の区間
- エ 都心南部直下地震発生時における交通規制
- (7) 東名高速道路全線
 - (イ) 新東名高速道路全線
 - (ウ) 中央自動車道全線
 - (エ) 首都高速道路全線
 - (カ) 東京湾アクアライン全線（国道409号）
 - (キ) 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
 - (ク) 国道246号（都東部から新石川交差点までの間の上下線）
 - (ケ) その他交通部長が必要と認めた道路の区間
- (2) 特定震度に基づく交通を規制する区域
- 地震による被害の甚大な区域を指定し、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、次のとおりとする。
- ア 震度6強以上が観測された区域
 - イ その他甚大な被害が確認された区域で、交通部長が必要と認めた道路の区域
- (3) 津波警報発表時における交通を規制する区域
- 大津波警報が発表された場合又は津波警報が発表され、交通部長が必要と認めた場合において、避難するためやむを得ない場合を除き、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する区域については、沿岸市町が策定した津波浸水区域とする。
- 2 大震法第24条の規定に基づく交通規制
- (1) 警戒宣言発令時における交通を規制する道路の区間
- 緊急交通路を指定し、緊急輸送車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する道路の区間については、次のとおりとする。
- ア 東名高速道路全線
 - イ 新東名高速道路全線
 - ウ 中央自動車道全線
 - エ 小田原厚木道路全線（国道271号）
 - オ 首都圏中央連絡自動車道全線（国道468号）
 - カ その他交通部長が必要と認めた道路の区間
- (2) 警戒宣言発令時における交通を規制する区域
- 大震法第3条に規定する地震防災対策強化地域
- 3 大規模災害等発生直後における道交法第4条に基づく交通規制の対象から除外する車両
- (1) 道交法第39条第1項に規定する緊急自動車
 - (2) 災対法第50条第1項に規定する災害応急対策、原災法第26条第1項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）に従事する車両で、かつ、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）別記様式第4の標章（以下「標章」という。）を携帯している車両。

想定地震に基づく交通規制図

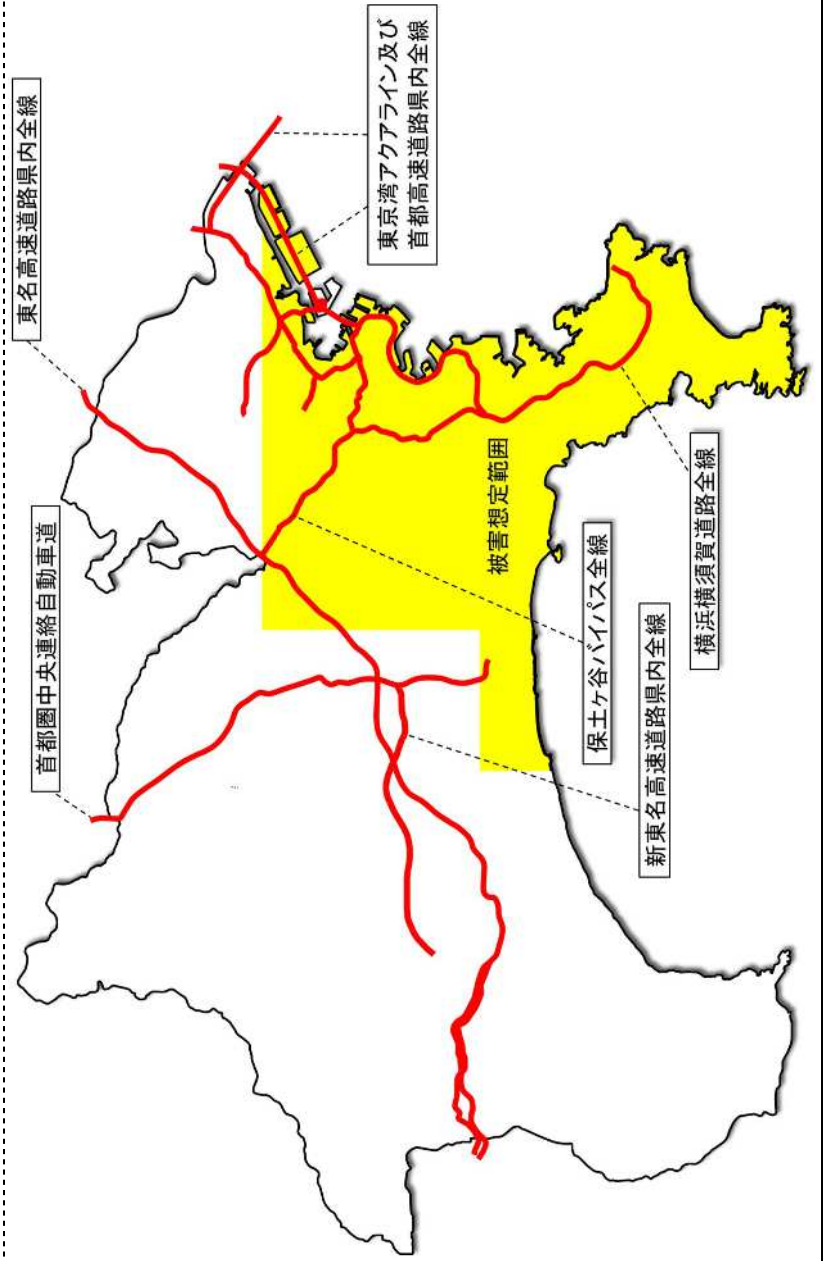
(1) 神奈川県西部地震、東海地震及び南海トラフ巨大地震発生時における交通規制



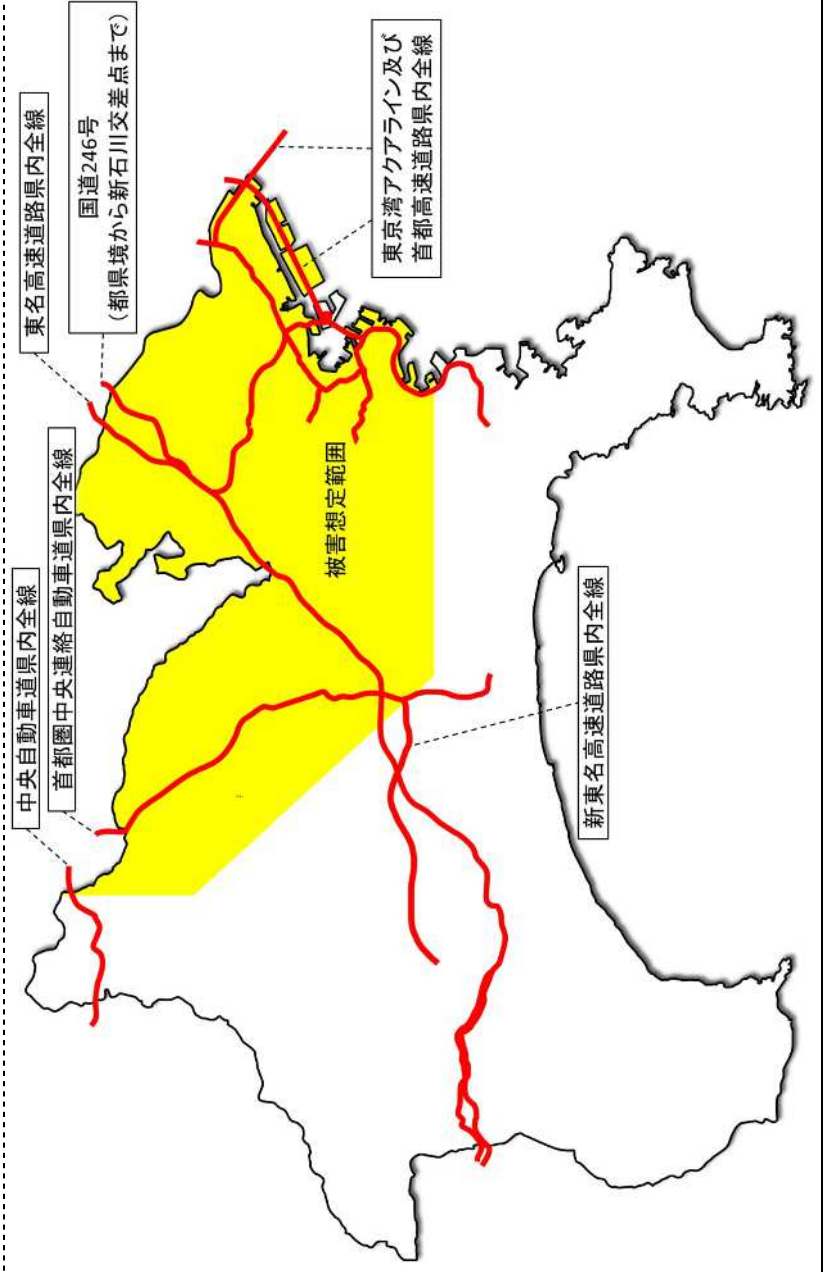
(2) 大正型関東地震発生時における交通規制



(3) 三浦半島断層群の地震発生時における交通規制



(4) 都心南部直下地震発生時における交通規制



陸上自衛隊航空機の能力基準

形式	機種	用途	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)
固定翼	LR-2	連絡偵察	300	2(8)	14	18
回転翼	OH-1	観測	140	2	12	3
	UH-1J	多用途	120	2(11)	13	3
	CH-47J/JA	輸送	150/140	3(55)	16	4/5
	UH-60JA	多用途	130	2(12)	16	3

※乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。

陸上自衛隊施設器材関係の能力基準

機材名	主要作業内容	作業能力	有効運土距離	使用燃料	重量	輸送
ド ザ	山腹切取 伐開 溝の掘削 掘削整地	中型30~300m ³ /h※1	10~ 100m	軽油	18~ 20t※2	短距離は自走可 トレラーまたは 鉄道輸送
		大型50~300m ³ /h※1			28~ 30t※2	
ハ ^ス トラ トラ	積込	50~60m ³ /h※1		"	9~11t ※2	"
ダ ブ	整地 道路補修 側溝掘削 (V型)	400~500m ³ /h※1		"	10~ 12t※2	"
		500~1,000m ³ /h※1			27.5t ※2	
7t	揚重 植柱	最大20t		"		自走、トレラー または鉄道輸送
		1.36t※1			全備 15.78t	
ダ ブ	土砂運搬 (ダンプ 可能)	標準積載量 3.5t	500m 以上	"	全備 20.99t	"
		最大積載量 6.0t				
7t	物資運搬	標準積載量 7.0t		"		"
		最大積載量 10.0t			全備 5.04t	
73式 中型トラ	物資運搬	標準積載量 1.5t		"	全備 15.78t	"
		最大積載量 2.0t			全備 15.78t	
73式 大型トラ	物資運搬	標準積載量 3.5t		"		"
		最大積載量 6.0t				
渡河 ボート (FRP製)	人員物資の 水上輸送 (門橋によ る車両輸送 も可)			舷外機 混合油 (2H/4H/6H:ガソリン) トールM25C2 ジヨソソソ20RL ジヨソソソ25RL 1:20 1:50 1:16	290kg (全形舟)	ポータブルタイプ トレラー牽引 半形舟で6~8隻 積載

※1 各種作業条件(型式、土質、運土距離等)による。

※2 型式による。

海上自衛隊艦艇・航空機の能力等

令和5年4月1日現在

部隊名	艦		艇		航空機		機	回	航	機	翼								
	護衛艦	掃海艦艇	輸送艦艇	その他	固定翼	回転翼													
自衛艦隊等	DDH	MST	LST	その他	P-1	UH-60J SH-60K	MCH-101 CH-101												
	DDG	MSO	LCU									約5	約10	0	2				
	DD	MSC	0													約5	約10	0	2
	FFM	0	0																
横須賀地方隊	0	0	0	4	0	0	0												
	0	0	0	0	0	0	0												
	0	2	1	0	0	0	0												
	0	0	0	0	0	0	0												
合計	13隻	6隻	1隻	10隻	約20機	約40機	約5機												
人員輸送能力 (1隻(機)当り)	約540~ 約1,600 人	約70~ 約850人	約200人	約200~ 約1,250 人	20人	4~5人	約25人												
物資搭載能力 (1隻(機)当り)	約70~ 約500t	約15~ 約300t	約25t	約15~ 約300t	約2t	約0.8t	約1.2t												
真水タンク(t)	約60~ 約550	約30~ 約770	約10	約40~ 約430	-	-	-												

- (注) 1 関東(横須賀港を定係港とする艦艇等) 近辺に所在する兵力を掲載
 2 航空機については、厚木、下総、館山に所在する兵力。ただしMCH、CHについては岩国
 3 CH-101は、砕氷艦「しらせ」に搭載している航空機(非搭載時、岩国)
 4 発災直後から航空機(固定翼、回転翼)の情報収集活動を実施
 5 艦艇の派遣については、発災後早くて4~5時間後から(災害派遣物品の搭載~進出)可能
 6 関東地区以外(呉、佐世保、大湊等)からの追加増援兵力は、2~4日後から
 7 災害派遣活動

- ① 遭難者等の捜索救助
 ② 遭難の援助(応急医療、救護及び防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、物資の無償貸付及び譲与)
 ③ 自治体等支援(被害状況の把握、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開)

海上自衛隊艦艇の接岸上の要件

種別 (基準排水量t)	護衛艦				掃海艦艇			輸送艦艇	
	DDH	DDG	DD	DDI	MSO	MST	MSC	LST	LCU
(19,950)	(7,250)	(4,550)	(3,990)	(5,700)	(1,000)	(570)	(8,900)	(420)	
必要な水深m	11	11	10	10	8	6	5	10	5
全長m	248	161	151	133	141	67	60	178	52
タグボートの要否(隻数)	要(3)	要(2)	要(2)	要(2)	要(2)	否	否	要(2)	否
馬力1,500ps									
記事									ヒートアップ可能

第三管区海上保安本部所属船艇、航空機の輸送能力の基準

令和5年4月1日現在

船型	区分	搭載可能人員(人)		搭載可能物 資 (トン)
		限定沿海で3時間以内とした場合	1.5時間未満の平水の場合	
ヘリコプター2機搭載型		1739	2029	251
ヘリコプター1機搭載型		420	480	230
3,500トン型(いず型)		713	804	363
1,000トン型(はてるま型)		141	165	240
1,000トン型(くさか型)		135	135	57
500トン型(ちとせ型)		115	135	70
350トン型(とから型)		47	50	30
180トン型		28	28	46
35メートルトル型		37	40	23
30メートルトル型		36	41	20
23メートルトル型		48	56	14
20メートルトル型		26	28	14
測量船		17	20	11
灯台昇り船		8	10	8

- (注) 1 搭載可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合の基準を示す。
 2 搭載可能人員については、船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合を想定した基準とする。ただし、乗組員は除く。
 3 搭載可能物資については、海上平穏な場合の基準とし、気象状況、物資の形状等によつてはこの基準以下となる。

(2) 航空機

型式	区分	座席数(席)	搭載可能物資(キログラム)	輸出入口を通る最大容積(cm) 高さ×幅×奥行き
ガルフストリーム・エアロスぺース式G-V型		22	520	85×90×90
ボンバルディア式		32	1,080	150×125×150
DHC-8-315型		21	1,355	129×119×168
ユーロコプター式EC225LP型		14	96	125×70×175
シコルスキー式S-760型				

- (注) 1 搭載可能物資は、運輸に必要な乗員及び物品等を搭載し、燃料を満載(回転翼航空機は増槽タンクを除き満載)にした時のものである。
 2 気象状況、飛行距離、高度、物資の形状等により表記が異なることがある。

一般社団法人神奈川県トラック協会サービスセンター別車両保有台数一覧表

令和5年4月1日現在

SC	事業者数 (社)	保有車両数(両)			合計
		大型車(牽引車を含む。)	小型車	トレーラ(一般・海コン)	
川崎	285	5,508	1,081	1,702	8,291
横浜	819	15,774	9,053	8,029	32,856
県南	255	3,758	1,267	380	5,405
相模原	223	4,345	847	171	5,363
県央	620	11,553	2,366	569	14,488
合計	2,202	40,938	14,614	10,851	66,403

(3)所属船艇・航空機勢力一覧

区分	本部			横 浜			東 京			茨 城			千 葉			下 水			羽 田			計		
	海	洋	報	横	川	小	横	須	賀	南	須	賀	山	浦	田	水	崎	田	浦	田	計			
ヘリコプター																								
PLH 2機搭載型				1																		1		
1機搭載型																						1		
3,500トン型																						1		
PL 1,000トン型																						2		
500トン型																						3		
PM 350トン型																						3		
PS 180トン型																						3		
FL 消防船																						1		
35メートル型																						5		
PC 30メートル型																						1		
23メートル型																						5		
CL 20メートル型																						26		
MS 放射能調査艇																						1		
SS 監視取締艇																						9		
測量船																						1		
灯台員回し船																						1		
合計(隻)				1	15	3	1	7	2	3	6	1	0	1	3	1	10	1	4	3	2	0	0	64
航空機																								
LAJ 大型ジェット飛行機																								2
MA 中型飛行機																								2
MH 中型																								2
ヘリコプター																								5
合計(機)				0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9

災害時等における石油類燃料の供給に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と神奈川県石油業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時等における石油類燃料の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次の各号に定める事態（以下「災害時等」という。）において、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

- (1) 神奈川県内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲が神奈川県災害対策本部を設置した場合
- (2) 国内で武力攻撃事態又は緊急対処事態が発生し、甲が神奈川県国民保護対策本部、神奈川県緊急対処事態対策本部又は神奈川県危機管理対策本部を設置した場合
- (3) 前各号のほか、甲が神奈川県危機管理対策本部を設置した場合
- (4) 神奈川県外の自治体で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲その他防災関係機関が被災自治体の応援に行く場合

(平時の情報交換)

第2条 甲及び乙は、災害時等にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう連絡体制等について平時から定期的に情報交換を行うものとする。

(協力の要請)

第3条 災害時等において、甲は、乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- (1) 甲が指定する災害対策上重要な車両等への石油類燃料の供給
- (2) 甲が指定する災害対策上重要な施設への石油類燃料の供給
- (3) 甲が指定する場所への石油類燃料の配達

2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、文書により行う。但し、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに当該文書を乙に送付するものとする。

3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づく協力の要請ができないうときは、乙の支部又は乙の組合員に文書により当該協力を要請することができる。但し、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに当該文書を乙の支部又は乙の組合員に送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の支部及び乙の組合員に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により回答し、事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

2 乙の支部は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の組合員に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

3 乙の組合員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に文書により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

4 乙は、甲が通信の途絶等によりこの協定に基づく協力の要請ができないと判断したときは、甲の要請を待たずに、乙の支部及び乙の組合員に対し、可能な範囲で前条第1項第1号に関する協力を実施するよう要請する。

(情報の提供)

第5条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基づき甲から協力を要請された乙の支部又は乙の組合員は、災害の状況等、この協定に基づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請することができる。

2 乙は、前項に基づき甲が提供した情報を乙の支部及び乙の組合員に提供する。

3 乙、乙の支部及び乙の組合員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手続)

第6条 乙は、乙の組合員がこの協定に基づく協力を実施した場合には、文書にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い事後速やかに当該文書を甲に送付するものとする。

(石油類燃料の価格)

第7条 石油類燃料の価格は、災害時等の直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議の上決定する。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の組合員が供給した石油類燃料の対価及び乙の組合員が石油類燃料を運搬するのに発生した費用（以下「経費」という。）については、当該石油類燃料の供給を受けた者（以下「供給先」という。）又は乙の組合員の同意のもと、供給先が指定する第三者（以下「供給先等」という。）が負担するものとする。

2 乙の組合員は、自らが定める支払請求書にて供給先等に対し経費の支払いを請求する。

3 供給先等は、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙の組合員に経費を支払う。

(供給の中断)

第9条 乙の組合員は、この協定に基づく協力の実施中に、やむを得ぬ事由が発生し当該協力を中断するときは、速やかに甲、乙及び関係する乙の支部に対し口頭にてその状況を報告しなくてはならない。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙、乙の支部及び乙の組合員の職員、役員、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担する。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙、乙の支部及び乙の組合員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙、乙の支部及び乙の組合員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定する。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙、乙の支部及び乙の組合員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙、乙の支部及び乙の組合員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(本協定の適用範囲)

第13条 本協定は、神奈川県内の市町村等と乙や乙の支部等が締結する同じ目的の協定の効力を妨げるものではないが、第1条各号に定める事態においては、本協定を優先するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に關し必要な事項については、甲及び乙が協議の上、実施細目として別に定める。

(有効期間)

第15条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表

示がない限りその効力を継続する。

(協議)

第16条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に關して疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年11月25日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治

乙 神奈川県横浜市中区万代町3-5-3
神奈川県石油業協同組合 理事長 森洋

4-7-(19)
(危機管理防災課)

災害等発生時における応急対策活動用資機材等のレンタルに関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設機械レンタル協会
神奈川県支部（以下「乙」という。）は、災害等発生時における応急対策活動の
用に供する資機材等のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、次の各号に定める事象（以下「災害等」という。）にお
いて、乙が甲に協力するために必要な事項を定めるものとする。

(1) 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津
波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは
爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する災害対策基
本法施行令で定める原因により生ずる被害が神奈川県内で発生し、又
は発生するおそれがある場合

(2) 国内で武力攻撃事象又は緊急対処事態が発生し、甲が神奈川県国民
保護対策本部、神奈川県緊急対処事態対策本部又は神奈川県危機管理
対策本部を設置した場合

(連絡体制等の確認)

第2条 甲及び乙は、災害等発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよ
う、連絡体制等について様式1により年度当初に相互に連絡するものとする。
なお、甲乙それぞれの連絡体制等に変更が生じた場合は、その都度、相互に
連絡するものとする。

(協力の要請)

第3条 災害等発生時において、甲は、乙に応急対策活動の用に供する資機材
等のレンタルに関する協力を要請することができる。

2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは、様式2-1により行う。
但し、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を
乙に送付するものとする。

3 甲は、通信の途絶等により乙に第1項に基づき協力の要請ができないとき
は、乙の会員に様式2-2により当該協力を要請することができる。但し、
緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに当該様式を乙の会
員に送付するものとする。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条第1項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員
等に可能な範囲で他に優先して当該協力を実施するよう要請するものとし、
甲に様式3-1により当該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要
する場合は、電話等により回答し、事後速やかに当該様式を甲に送付するも
のとする。

2 乙の会員は、前条第3項に基づき甲から協力を要請されたときは、可能な
範囲で他に優先して当該協力を実施するものとし、甲に様式3-2により当
該協力の実施の可否等を回答する。但し、緊急を要する場合は、電話等によ
り行い事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(資機材等の引き渡し及び引き取り)

第5条 乙又は乙の会員は、前条により実施可能とした資機材等の引き渡しに
ついて、様式2-1又は様式2-2により甲が指定した場所において、甲が指
定した職員の確認のもとに行うものとする。

2 乙又は乙の会員は、甲から資機材等の返却の連絡を受けたときは、甲が指
定した場所において、甲が指定した職員の確認のもとに当該資機材等を引き
取るものとする。

(情報の提供)

第6条 第3条第1項に基づき甲から協力を要請された乙及び同条第3項に基
づき甲から協力を要請された乙の会員は、災害等の状況等、この協定に基
づく協力を円滑かつ迅速に実施する上で必要となる情報の提供を甲に要請す
ることができる。

2 乙は、前項に基づき甲から提供された情報を乙の会員等に提供する。

3 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害等の状況
等、甲が災害等発生時における対策を実施する上で必要となる情報を入力し
た場合は、甲に当該情報を提供する。

(報告の手続)

第7条 乙は、乙の会員等がこの協定に基づく協力を実施した場合は、様式4
にて甲にその内容を報告する。但し、緊急を要する時は、電話等により行い
事後速やかに当該様式を甲に送付するものとする。

(経費)

第8条 この協定に基づき乙の会員等が行った資機材等のレンタルに要した費

(協議)

第14条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

附則

平成 18 年 12 月 1 日に締結した災害時における応急対策活動用資機材等の確保に関する協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成 29 年 1 月 23 日

甲 横浜市中区日本大通 1

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

乙 横浜市神奈川区栄町 2-10
アール・ケープラザ横浜Ⅲ 1103号

一般社団法人日本建設機械レンタル協会神奈川支部
支部長 金 子 眞紀子

用(以下「経費」という。)は、甲が負担するものとする。

- 2 資機材等のレンタルの価格は、災害等発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ定めるものとする。
- 3 乙又は乙の会員は、前条の報告の後、自らが定める支払請求書にて甲に対し経費の支払いを請求する。
- 4 甲は、適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に乙又は乙の会員に経費を支払う。

(損害賠償)

第9条 甲は、甲の責めに帰する理由により乙又は乙の会員から引き渡しを受けた資機材等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(従事者の損害補償)

第10条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の会員の職員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)に定めるところによるものほか、原則として、自らが負担する。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。

2 乙及び乙の会員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を様式5により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ決定する。

(協定の解除)

第12条 甲は、乙及び乙の会員が法律や条令等に違反する等の事情により、この協定を継続し難いと認める場合は、この協定を解除することができる。この場合において、解除により乙及び乙の会員に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

(有効期間)

第13条 この協定は協定締結日から効力を有し、甲又は乙いずれかの書面による終了の意思表示がない限りその効力を継続する。

災害時における災害応急対策業務及び 建設資材調達に関する包括的協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）並びに茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、山梨県知事、長野県知事、さいたま市長、千葉市長、横浜市長、相模原市長、独立行政法人水資源機構理事長、東日本高速道路株式会社関東支社長、中日本高速道路株式会社代表取締役社長（以下これを総称して「乙」という。）と一般社団法人日本建設業連合会関東支部長（以下「丙」という。）は、災害時における災害応急対策業務及び建設資材等の調達（以下「業務等」という。）に関し、次のとおり包括的協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震・大雨等の異常な自然現象等により生ずる災害及び予測できない災害が発生し、又はそのまま放置すれば直ちに災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に行う業務等に必要な事項を定め、被害の拡大防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

（業務等の対象）

第2条 業務等の対象は、甲若しくは甲の所掌する事務所及び管理所（以下「甲の事務所等」という。）の長又は乙若しくは乙の所掌する地方機関及び事務所等（以下「乙の地方機関等」という。）の長が、管理中又は施工中の公共施設（高速道路会社にあつては自社施設を含む。）とする。

2 前項に規定する対象以外であっても、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長が、特に必要と判断し、第3条、第4条又は第6条の規定により、丙に業務等を要請した場合は、丙及び丙の会員は、特別な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。

（災害応急対策業務）

第3条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、丙に災害応急対策業務の実施を要請するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定により災害応急対策業務の実施に向けて出動を要請する丙の会員を特定するため、別に定める様式により、丙の会員の使用可能な建設機械、資材の状況、作業可能人員に関する情報等（以下「資機材及び人員に関する情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

る情報」という。）の収集及び報告を、丙に要請するものとする。

3 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに、第1項の規定により要請を受けた災害応急対策業務に応じるための丙の会員の資機材及び人員に関する情報を収集し、当該要請をした甲又は乙に報告するものとする。

ただし、関東地方整備局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県及び長野県）で震度6弱以上の地震が発生した場合、丙は、前項の規定によらず、資機材及び人員に関する情報の収集を開始するものとする。

4 甲又は乙は、前項の規定により報告を受けた丙の会員の資機材及び人員に関する情報により、災害応急対策業務を実施する丙の会員を特定し、出動を要請するものとする。

5 甲又は乙は、前項の規定により出動を要請する丙の会員を特定した場合は、その内容を丙に通知するものとする。

6 丙の会員は、甲又は乙から第4項の規定により出動の要請があった場合、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示により、災害応急対策業務を実施するものとする。

（建設資材等調達）

第4条 甲又は乙は、災害時に、必要と認めるときは、被災状況に応じて、別に定める様式にて、丙に建設資材等の調達（以下「調達」という。）を要請できるものとする。

2 丙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに建設資材等の在庫情報を収集し、甲及び当該要請をした乙に報告するものとする。

3 甲又は乙は、前項の規定により報告される建設資材の在庫情報により、丙に調達の具体的な内容を指示するものとする。

4 丙は、前項の規定により調達の指示を受けたときは、出来る限り速やかに、甲若しくは甲の事務所等の長又は乙若しくは乙の地方機関等の長の指示する場所へ、調達した建設資材等を運搬するものとする。

（連絡体制の整備等）

第5条 甲、乙及び丙は、緊急時の連絡体制（丙の会員への緊急時の連絡体制を含む。）を整えるものとし、その連絡体制表を保有するものとする。

2 丙は、丙の会員への連絡体制及び丙の会員が有する技術者、建設機械、建設資材等（以下「要員・資機材等」という。）の数を把握し、また、災害時における建設資機材等の確保、運搬及び人員確保の方法について定め、毎年4月末日までに甲及び乙に報告するものとする。

ものとし、甲、乙、丙相互のスキルアップ及び協力体制の充実・強化を図るものとする。

(有効期限)

第10条 本協定の有効期間は、協定締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙又は丙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(損害の報告)

第11条 丙又は丙の会員は、業務等の実施に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は人員及び建設資機材等に損害が生じた場合は、その事実の発生後、遅滞なく、書面により、その状況について、当該業務等を要請した機関に報告するとともに、その措置について当該業務等を要請した機関と協議して、定めるものとする。また、第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した業務等については、当該業務等を必要とした乙又は乙の地方機関等の長に対して同様の報告及び協議を行うものとする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の証として、本書21通を作成し、甲、乙及び丙が記名捺印の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月28日

甲 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1
国土交通省 関東地方整備局長 泊 宏

乙 茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

3 丙の会員は、災害時において迅速に業務等ができるよう、要員・資機材等の確保に努め、前項の報告に大幅な変更が生じた場合は丙を通じて速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(大規模災害時等の場合)

第6条 甲は、複数の都県又は政令指定都市にわたる広域的な大規模災害が発生又は発生のおそれがある場合（以下「大規模災害時等」という。）は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、乙が行う丙への要請に対して、秩序ある業務の遂行のため必要な調整を行うことができるものとする。

この場合、乙が第3条及び第4条の規定により行う丙への要請は、甲を通じて一元的に行うものとする。なお、甲又は丙は、乙の業務等の要請を一元的に行う場合は乙に連絡するものとする。

2 前項の規定により甲が一元的に実施を要請する業務等については、関係する乙又は乙の地方機関等の長が、第3条第6項並びに第4条第3項及び第4項の指示を行うものとする。

(本協定の効力)

第7条 本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等と丙が締結する同じ目的の協定を妨げるものではないが、大規模災害時等においては、本協定を優先するものとし、甲は、第6条の規定により必要な調整を行うことができるものとする。

また、本協定は、甲若しくは甲の事務所等又は乙若しくは乙の地方機関等が締結する他団体との同じ目的の協定（災害応急対策業務等に関する協定）を妨げるものではない。

(契約の締結)

第8条 甲若しくは甲の事務所等の長及び乙若しくは乙の地方機関等の長は、第3条の規定により丙の会員に行動を要請したときは、遅滞なく、丙の会員と当該行動の内容に係る契約を締結するものとし、第4条の規定により丙に調達を要請したときは、遅滞なく、丙と当該調達の内容に係る契約を締結するものとする。

2 第6条の規定により甲が一元的に丙に要請した乙の業務等については、業務等を必要とした乙若しくは乙の地方機関等の長が、遅滞なく、当該業務に係る契約を丙の会員と締結するものとし、調達については丙と契約を締結するものとする。

(訓練の実施)

第9条 甲、乙又は丙は、防災訓練の参加依頼があった場合には、可能な限り参加する

栃木県宇都宮市靖田1丁目1番20号 栃木県知事	福田 富一	千葉県千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市長	熊谷 俊人
群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 群馬県知事	大澤 正明	神奈川県横浜市中区港町1番1号 横浜市長	林 文子
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県知事	上田 清司	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市長	福田 紀彦
千葉県千葉市中央区市場町1番1号 千葉県知事	鈴木 栄治	神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号 相模原市長	加山 俊夫
東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 東京都知事	小池 百合子	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 独立行政法人水資源機構 理事長	甲村 謙友
神奈川県横浜市中区日本大通1 神奈川県知事	黒岩 祐治	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地20 東日本高速道路株式会社 関東支社長	高橋 知道
山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号 山梨県知事	後藤 斎	東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 中日本高速道路株式会社 東京支社長	源 島良一
長野県長野市大字南長野字幅下692番地の2 長野県知事	阿部 守一	東京都八王子市宇津木町231番地 中日本高速道路株式会社 八王子支社長	野口 英正
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市長	清水 勇人	東京都千代田区霞が関1丁目4番1号 首都高速道路株式会社 代表取締役社長	宮田 年耕

災害時における物資輸送等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う貨物自動車による物資輸送等の支援協力の要請その他甲乙間における協力事項に関し定めるものとする。

(協力の内容)

第2条 災害時において、甲が乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り要請に協力するものとする。

- (1) 防災備蓄品、救援物資その他の必要な物資を避難所、市町村の拠点等へ配送すること
 - (2) 物資拠点施設等への、人員の派遣、機材の提供などの運営補助等を行うこと
 - (3) 乙が使用可能な施設において救援物資その他の必要な物資を受入、保管すること
 - (4) 甲の物資輸送に係る計画等の作成に関係機関とともに協力すること
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項
- 2 甲は、災害時において乙が前項に規定する要請に協力する際には、乙の輸送業務の継続に配慮するよう努めるものとする。

(協力要請の手続き)

第3条 前条の規定による協力の要請は、物資輸送及び物資拠点施設の運営等に関する要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、甲に対して速やかに協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、速やかに代替の貨物自動車を手配のうえ、その輸送を継続するものとする。ただし、やむを得ない事情により貨物自動車の手配ができない場合においては、乙は、甲に速やかに連絡を行い、甲の指示を受けるものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請を受けて実施した支援内容について、実績報告書により甲に報告するもの

とする。

(費用の負担)

第6条 乙が第2条に規定する協力内容の実施に要した費用については、甲の負担とする。

2 前項の費用については、甲乙協議のうえ都度決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、前条の規定に基づき甲が負担する費用について、請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に支払うものとする。

(従事者の損害補償)

第8条 この協定に基づく協力に従事した乙及び乙の従業員の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第9条 乙及び乙の従業員は、この協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

2 乙及び乙の従業員がこの協定に基づく協力の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えたときは、乙はその事実の発生後遅滞無くその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に担当者連絡票により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(情報交換)

第11条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書をもって協定終了の申し出がない限り、その効力を継続するものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年11月20日

甲 神奈川県 ぐらし安全防災局長

乙 ヤマト運輸株式会社 南関東支社 副社長

4-7-(22)
（危機管理防災課）
災害時における物資輸送等に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時において、被災者の生活の安定を図るために必要な食料及び生活必需品等の物資の安定供給について、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的として、甲が乙に対して行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等の協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- （1）「物資」とは、災害時において、甲が必要に応じて調達する物資、国や地方公共団体等から提供される物資その他の甲の責任において調達、保管、輸送する物資をいう。
- （2）「物資集積・搬送拠点」とは、災害時において、物資の荷卸し、仕分け、登録、保管、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）並びに配送等の拠点となる施設をいう。
- （3）「避難所等」とは、物資の配達先となる神奈川県内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、神奈川県内における物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる業務について、様式1により協力を要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- （2）配送時における被災者の物資ニーズの収集
- （3）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（4）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等を実施するうえで、必要と認めるときは、様式1により、乙に対し物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（要請に基づく業務実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、様式2により甲に報告するものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前2条及び前項の規定により、要請、業務実施、報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第7条 本協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決するものとする。

3 甲は、乙から第1項の経費について適法な支払請求を受けたときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第9条 本協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第10条 本協定に基づく業務に起因するこの従業員の死亡、負傷又は疫病の災害補償については、乙が行うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

災害時における物資輸送等に関する協定書

第11条 甲及び乙は、本協定に基づき業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報その他の本協定の目的の達成に必要な情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づき担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選任した場合は相互に通知するものとする。

(平時における取組み)

第13条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関する、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成30年12月17日

甲	神奈川県 ぐらし安全防災局長	(印)
乙	佐川急便株式会社 神奈川支店長	(印)

神奈川県(以下「甲」という。))と日本通運株式会社(以下「乙」という。))は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。))における物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、災害時において、被災者の生活の安定を図るために必要な食料及び生活必需品等の物資の安定供給について、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的として、甲が乙に対して行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等の協力要請手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「物資」とは、災害時において、甲が必要に応じて調達する物資、国や地方公共団体等から提供される物資その他の甲の責任において調達、保管、輸送する物資をいう。
- (2) 「物資集積・搬送拠点」とは、災害時において、物資の荷卸し、仕分け、登録、保管、分配及び積み込み(以下「荷役作業」という。))並びに配送等の拠点となる施設をいう。
- (3) 「避難所等」とは、物資の配達先となる神奈川県内の避難所及び甲が指定する物資の供給場所等をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、神奈川県内における物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は、状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(協力の要請)

第4条 甲は、乙に対して次の各号に掲げる業務について、様式1により協力を要請することができる。

ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 物資集積・搬送拠点、避難所等への物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 甲は、物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等を実施するうえで、必要と認めるときは、様式1により、乙に対し物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(要請に基づく業務実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により協力が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、様式2により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 甲及び乙は、前2条及び前項の規定により、要請、業務実施、報告した内容に変更が生じた場合は、その都度、変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 本協定に基づく業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ決定するものとする。

3 甲は、乙から第1項の経費について適法な支払請求を受けたときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。

ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第9条 本協定に基づく業務により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。

ただし、乙の責めに帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第10条 本協定に基づく業務に起因する乙の従業員の死亡、負傷又は疫病の災害補償については、乙が行うものとする。

ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報その他の本協定の目的の達成に必要な情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選任した場合は相互に通知するものとする。

(平時における取組み)

第13条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

第14条 本協定は、定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 神奈川県 ぐらし安全防災局長

乙 日本通運株式会社 横浜支店長

神奈川県(以下「甲」という。)と一般社団法人神奈川県タクシナー協会(以下「乙」という。)は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効果的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う緊急輸送等の協力要請手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 災害時において、甲は乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- (1) 被災者(滞留者を介せず)等の輸送
- (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員(県職員、市町村職員を含む。)及び執行する資機材等の輸送
- (3) 災害の情報、被害情報の収集
- (4) 前3号に掲げるもののほか甲が必要とする輸送支援

2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請するときは乙に対し、文書(様式1)により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

3 前項の規定による協力の要請は、乙及び乙の会員の安全確保に配慮して行うものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条第2項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員に可能な範囲で当該協力を実施するよう要請するものとし、実施の範囲は乙の会員の任意によるものとする。

2 乙は、前項に基づき乙の会員に対し要請を行った場合は甲に対し、文書(様式2)により当該協力の可否等を回答するものとする。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、口頭その他の方法で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、文書(様式3)により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

災害時における緊急輸送等に関する協定書

神奈川県 川 川 県

一般社団法人 神奈川県タクシナー協会

(情報の提供)

第5条 乙及び乙の会員は、この協定に基づき協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙の会員が第2条第1項各号に掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下、「法」という。）第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送等を行った場合の費用の負担は、法第92条に定めるところによる。

2 前項の費用の算出方法については、乙の会員が地方運輸局長に届け出をして実施している運賃・料金を基礎として、甲乙協議して決定するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第7条 乙の会員は、タクシーの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由により利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 本協定に基づき業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として乙の会員が行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するために必要な緊急輸送車両について、あらかじめ、確認手続等取扱要領に基づき「緊急通行車両等の事前届出」を行うものとする。

(協力会員名簿の提出)

第10条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づき業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(連絡担当者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第13条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月7日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事

黒岩 祐治



乙 神奈川県横浜市中区日ノ山町2-130
一般社団法人 神奈川県タクシー協会 会長 伊藤 宏



神奈川県(以下「甲」という。)-一般社団法人神奈川県バス協会(以下「乙」という。)-は、地震、風水害等の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において、甲乙間の効率的な協力体制を迅速に構築することを目的に、甲が乙に対して行う緊急輸送等の協力要請手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 災害時において、甲は乙に次の各号に関する協力を要請することができる。

- (1) 被災者(滞留者を含む。)等の輸送
 - (2) 災害応急対策の実施のために必要な人員(県職員、市町村職員を含む。)及び搬行する最小限の資機材等の輸送
 - (3) 前2号に掲げるものほか甲が必要とする輸送支障
- 2 甲は、前項に基づき乙に協力を要請する場合は乙に対し、文書(様式1)により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭その他の方法で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。
- 3 前項の規定による協力の要請は、乙及び乙の会員の安全確保に配慮して行うものとする。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条第2項に基づき甲から協力を要請されたときは、乙の会員に可能な範囲で当該協力を実施するよう要請するものとし、実施の範囲は乙の会員の任意によるものとする。

2 乙は、前項に基づき乙の会員に対し要請を行った場合は甲に対し、文書(様式2)により当該協力の可否等を回答するものとする。ただし、文書により回答するいとまがない場合には、口頭その他の方法で回答し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(報告)

第4条 乙は、前条の規定により業務を行った場合は、文書(様式3)により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

神奈川県 川 県

一般社団法人 神奈川県バス協会

災害時における緊急輸送等に関する協定書

(連絡担当者)

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選任するものとする。
2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を選定した場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して生じた疑義については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第13条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙のいずれかが文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和2年2月7日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事



黒岩 祐治

乙 神奈川県横浜市区港北区新横浜2-11-1



一般社団法人 神奈川県バス協会 会長 三澤 憲一

(情報の提供)

第5条 乙及び乙の会員は、この協定に基づく協力を実施する中で、災害の状況等、甲が災害等の対応を実施する上で必要となる情報を入手した場合は、甲に当該情報を提供するものとする。

(費用の負担)

第6条 この会員が第2条第1項各りに掲げる業務に要した費用は、甲が負担するものとする。ただし、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)(以下、「法」という。)第68条又は第74条第1項の規定により、他の地方公共団体等の要請に応じて、緊急輸送等を行った場合の費用の負担は、法第92条に定めるところによる。

2 前項の費用の算出方法については、乙の会員が地方運輸局長に届け出をとして実施している運賃・料金を基本として、甲乙協議して決定するものとする。

(輸送及び第三者に対する責任)

第7条 乙の会員は、バスの運行に際し、自己の責めに帰すべき理由によりバスの利用者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害補償)

第8条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に定めるところによるもののほか、原則として乙の会員が行うものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(緊急通行車両の事前届出)

第9条 乙は、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するために必要な緊急輸送車両について、あらかじめ、確認手續等成級要領に基づく「緊急通行車両等の事前届出」を行うものとする。

(協力会員名簿の届出)

第10条 乙は、所属する会員のうち、この協定に基づく業務に協力できるもの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定

神奈川原（以下「甲」という。）と一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送・荷役等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、災害時において、甲から乙に対して行う物資の輸送や荷役作業等の要請に関し、その手続等について定め、もって、災害時応急活動対策及び復旧・復興対策を円滑に実施することを目的とする。

(支援協力の要請)

第2条 甲は、前条に規定する災害時応急活動対策及び復旧・復興対策の円滑な実施のため、物資の輸送や荷役作業等が必要であると認めるときは、乙に対して支援の協力を要請することができる。

(支援協力の実施)

第3条 乙は、甲から前条の要請を受け、これを受諾したときは、物資の輸送や荷役作業等について速やかに対応するよう努めるものとする。

2 前項の規定において、甲は、乙の会員運送事業者と取引先、委託先、加盟店等の関係者との契約上の制限又は業務上の制約等により乙の会員運送事業者の協力が困難な場合があることを考慮するものとする。

3 甲は、乙及び乙の会員運送事業者による物資の輸送や荷役作業等が円滑に行われるよう、輸送ルート上の被災状況等に係る情報の提供、支援物資の搬送車両の円滑な通行に関する支援、輸送のための燃料の確保その他の必要な支援に努めるものとする。

(支援協力の範囲)

第4条 甲が乙に協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の輸送力の提供
 - (2) 荷役作業
 - (3) 物資の調達及び供給
 - (4) 物資拠点の提供及び運営
- 2 乙は、第1項の業務を円滑に実施するため、物資の輸送・荷役等に関する専門的な知識を有する者（以下「連絡調整員」という。）を派遣する。

(要請の方法)

第5条 甲は、第2条の協力が必要であると判断したときは、乙に対し原則あらかじめ定める様式により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、事後に要請様式を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、乙が可能と認める範囲において、当該要請に基づく業務を行うものとする。

(業務報告)

第6条 乙は、業務終了後、あらかじめ甲が定める様式により、速やかに甲に業務内容を報告する。

(情報の共有)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施に当たり必要な情報を相互に提供し、共有するよう努める。

(費用の負担及び請求等)

第8条 本協定に基づき、乙が業務の遂行に要した費用は、甲が負担する。
2 甲が負担する費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙は、業務終了後、前項に定める費用を甲に請求する。

4 甲は、請求を受けてから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、遅滞なく、乙に支払うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、本協定に基づく業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議のうえ、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害補償)

第10条 本協定に基づく業務に従事した者の負傷、疾病、障害又は死亡に関する損害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に定めるところによるもののほか、原則として、自らが負担するものとする。

(第三者への損害賠償責任)

第11条 乙は、第3条の規定による業務中に、乙の責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年6月16日

- 2 前項に規定する第三者への賠償については、乙と乙の会員事業者で協議の上、決定する。
- 3 乙が本協定に基づく業務の実施中に自らの責に帰さない理由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を文書により甲に報告し、その処置については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(連絡体制の確認)

- 第12条 甲及び乙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。
- 2 甲乙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

(業務における暴力団排除)

- 第13条 乙は、その業務に関し、神奈川県暴力団排除条例（平成22年12月28日神奈川県条例第75号。以下「条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、暴力団員等が指定したも又は条例第2条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）を使用してはならない。
- 2 乙は、その業務に関し、暴力団員等、暴力団員等が指定したも又は暴力団経営支配法人等に対し、条例第23条第1項に掲げる行為をしてはならない。
- 3 乙は、その業務に関し、条例第23条第2項に掲げる行為をしてはならない。

(平時における取組み)

- 第14条 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、甲が災害時に備えて行う物資輸送及び物資集積・搬送拠点の運営等に係る計画策定、訓練、研修の実施及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう努めるものとする。

(協議)

- 第15条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

- 第16条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも申出のない時は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

- 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県知事 黒岩祐治
- 乙 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビル本館5階
一般社団法人AZ-COM丸和・支援ネットワーク
理事長 和佐見勝

(第5条関係様式)

株式会社 No. _____
年 月 日

物資の輸送・荷役等に関する支援協力要請書

様
神奈川県知事

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第5条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する 物資の品目・数量・保管期 間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

(第6条関係様式)

株式会社 No. _____
年 月 日

物資の輸送・荷役等に関する支援協力報告書

神奈川県知事
様
(会社名)

「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定」第6条の規定に基づき、下記のとおり業務内容を報告します。

記

事項	内容
調達車両台数	
配車場所	
輸送場所	
荷役作業場所	
荷役作業量	
物資拠点の提供及び運営	
物資拠点に搬入・保管する 物資の品目・数量・保管期 間	
連絡調整員の派遣場所	
その他業務	
連絡先	
備考	

※ 災害時における要請状況に応じて適宜様式を変更して使用する。

災害時における輸送車両提供に関する協定

神奈川県（以下「甲」という。）と一般社団法人神奈川県レンタカー協会（以下「乙」という。）は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における輸送車両の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時等の乗用自動車、貨物自動車等（以下「輸送車両」という。）の提供に関し、甲が乙に対して輸送車両の提供協力を要請するときに必要な事項を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 甲は、災害時等に必要と認めるときは、乙に対して輸送車両の提供要請を行うものとする。

2 乙は、甲からの輸送車両の提供要請について、できる限り速やかに必要車両を整え、十分な保険を付したうえ、優先的に提供するものとする。

3 甲は、乙の同意を得て、県内他自治体に提供車両を貸し出すことができるものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に要請するに当たっては、次に掲げる事項を明示して、「災害時等における輸送車両提供の協力要請書」（別紙様式1）により車両提供を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 車両の提供を必要とする場所

(2) 甲の担当者名及び連絡先

(3) 要請の理由

(4) 要請する車種及び台数

(5) 協力の予定期日

(6) その他必要な事項

（実績報告）

第4条 乙は、前条の規定により車両の提供を実施した場合は、次に掲げる事項を明示して、「災害時における輸送車両提供の協力実績報告書」（別紙様式2）により報告するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないとき

は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

(1) 提供協力を行った会員の名称等

(2) 提供した車両及び車両登録番号

(3) 提供した場所

(4) 提供した日数及び走行距離

(5) その他必要な事項

（費用の負担）

第5条 本協定に基づき、乙が実施した業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による費用については、運輸支局に届出た価格を基準として、甲と乙で協議のうえ、定めるものとする。

3 第2条第3項の県内他自治体からの要請に基づき、甲が負担するものとする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い、甲及び乙の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合は、提供車両に損害が生じた場合、甲及び乙は、その事実の発生後遅滞なく、その状況を書面により甲及び乙に報告し、その措置について、甲、乙が協議のうえ、定めるものとする。

（連絡調整）

第7条 乙は、甲に対し災害時における車両等の円滑な貸渡を行うため、乙の会員名簿及び使用できる車両等に関する事項について連絡調整を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年7月21日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1



神奈川県知事 黒岩祐滄

乙 神奈川県横浜市都筑区池辺町3757-3

一般社団法人神奈川県レンタカー協会



会長 尾崎千登

災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書

神奈川県（以下、甲という）と石油連盟（以下、乙という）は、地震・風水害・雪害等の大規模災害時にあって、甲の地域に存在する重要施設に対する燃料供給に関する、乙の会員会社である石油元売会社（以下、会員会社という）から直接供給を行う必要が生じた場合、通常の流通経路によらない臨時的、緊急的な燃料供給（以下、非定形的な燃料供給という）を円滑に実施する為、対象となる重要施設に関する所要の情報を、甲・乙において平時から共有し、大規模災害時に有効に適用すべく、本覚書を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、地震・風水害・雪害等の大規模災害が発生したことにより重要施設に対する燃料供給が困難な事態となり、石油の備蓄の確保等に關する法律（以下、石油備蓄法という）第33条第1項の規定に基づく経済産業大臣からの災害時石油供給連携計画の実施の勧告がなされる等、政府が乙若しくは会員会社に対する非定形的な燃料供給要請に關与する場において、それらの枠組みにおける甲の要請に基づく重要施設への円滑な燃料供給に資することを目的とする。

(大規模災害)

第2条 本覚書の対象とする「大規模災害」とは、石油備蓄法第33条第1項の規定に基づき、経済産業大臣が災害時石油供給連携計画を実施する勧告を行う等により、政府が乙若しくは会員会社に対して非定形的な燃料供給を要請した災害をいう。

(重要施設)

第3条 本覚書の対象とする「重要施設」とは、災害拠点病院、警察、消防署等、社会的に重要性が高い公共施設のうち、甲が別途指定して乙に提示した施設をいう。

(重要施設の設備等情報)

第4条 甲は、その指定した重要施設について、燃料供給に必要なものとして乙が定めた情報（以下、設備等情報という）を調査・収集して乙に提供する。甲は、乙に提供する設備等情報の正確性、最新性、網羅性の確保に努めるものとする。

(設備等情報の追加・変更)

第5条 甲は、設備等情報について追加、変更があった場合は、遅やかに、前条に基づいてこれを乙に提供する。

(設備等情報の更新)

第6条 甲は、設備等情報の最新性を確保する為、毎年1回以上、乙に提供した設備等情報の内容を承認と突き合わせて更新を行い、更新後の設備等情報を乙に提供する。

(設備等情報の取扱い)

第7条 乙は、甲から提供された本覚書第4条の設備等情報を、会員会社に対して提供し、これを共有し、乙及び会員会社が本覚書の趣旨に沿った大規模災害時の対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとし、甲はこれに同意する。2. 乙が、経済産業省から、政府の大規模災害時対応計画の策定及び大規模災害時の円滑な対応の為に利用するものとして、本覚書第4条の設備等情報の提供を求められた場合に、甲はこれを経済産業省に提供することについて同意する。

(設備等情報の利用)

第8条 本覚書に基づいて提供された設備等情報は、大規模災害時に政府からの非定形的な燃料供給要請があった場合、及びそのような事態に備えるための行動計画等の立案とその実施準備及び訓練を行う場合に利用するものとし、乙及び会員会社は、第1条で定める本覚書の目的以外の用途のため、設備等情報を利用しないものとする。

(設備等情報の管理)

第9条 乙及び会員会社は、甲から提供された設備等情報の適正管理に努める。

(有効期間)

第10条 本覚書は、締結時から発効し、大規模災害時の非定形的な燃料供給について、石油備蓄法等に基づく政府関与の制度等が廃止されたときは、原則として終了する。但し、これらに代わる制度的枠組みが成立する場合には、同様の覚書を締結することを考慮する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月13日

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 神奈川県
くらし安全防災局長 花田 忠雄
乙 東京都千代田区大手町一丁目3番2号
石油連盟 専務理事 奥田 卓郎

